

とものつくりょう みんなの夢大地

# さらべつ議会

令和元年8月10日 発行／更別村議会 編集／議会運営委員会

169



## 議員研修会

6月25日～26日、北海道町村議会議長会主催の議員研修会に全議員が参加しました。

議会日誌

10

質問

4人の議員が4項目について

一般質問

5

した

国に対して意見書を提出しま

意見書を提出

4

審議結果

4

第2回定例会

一般会計補正予算を修正可決

2

## 第2回定例会

### 地域創造複合施設整備工事費を減額

# 一般会計補正予算を修正可決

第2回定例会は、6月3日から7日までの5日間の会期で行われました。開会日の3日は、村政執行方針並びに教育行政執行方針の説明の後、報告1件、人事案件4件、条例の制定1件、条例の改正2件、組合規約の変更等4件、一般会計ほか3特別会計補正予算が審議され、このうち一般会計補正予算は、原案に対する修正案が提出され、修正案は可決されました。

6日は、追加で提出された報告1件、請負契約の締結1件と意見書案4件の審議が行われた後、4人の議員が4項目について一般質問を行い、理事者の見解を質しました。提案された議案等はそれぞれ可決され、会期を1日残し、閉会しました。

### ◎6月3日審議分

#### 報告

▼平成30年度一般会計繰越明許費  
児童福祉施設整備補助事業、農業振興補助金等で5億7千506万6千円を令和元年度に繰り越すものです。

#### 選任同意

▼公平委員会委員の選任同意  
職員の勤務条件や不利益に関して審査し、必要な措置を講ずる公平委員会委員の任期満了に伴い、次の方の選任に同意しました。

本町 石村 和也 氏  
本町 神成 哲也 氏  
香川区 宗宮 純花 氏

#### 固定資産評価審査委員会委員の選任同意

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する固定資産評価審査委員会委員について、次の方の選任に同意しました。  
旭区 梶 真澄 氏

#### 条例の制定

▼森林環境譲与税基金条例制定  
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項各号に掲げる施策の財源として同法第27条の規定により

譲与される森林環境譲与税を適正に管理運用するための基金を設置するため制定するものです。産業文教常任委員会に付託され、審査の結果、原案可決すべきものと決定し、委員長報告のとおり可決されました。

#### 条例の改正

▼国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を3万円引き上げるなどの改正を行うものです。

▼介護保険条例の一部を改正する条例制定

10月以降の消費税率引上げによる財源の手当てとして、低所得者の第1号保険料軽減の更なる強化が実施されることとなったことから関係する条文を改めるものです。

#### 組合規約の変更

▼北海道市町村職員退職手当組合規約の変更  
▼北海道市町村総合事務組合規約の変更

▼北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更  
組合への加入者変更等に伴い規約の一部を変更するものです。

#### 不動産の買入

▼事務用PCの買入  
予定価格700万円以上の不動産の買入に関し、議会の議決を必要とするものです。契約額は1千24万9千200円です。

#### 補正予算

▼一般会計補正予算(第1号)  
主には、地域情報無線施設設置事業助成金、近未来技術等社会実装事業助成金、プレミアム商品券給付費、畑作構造転換事業助成金等の増額で、1億4千548万2千円の追加補正となる原案に対し、太田議員から地域創造複合施設整備工事費574万円を減額する修正案が提出され、賛成多数で可決されました。原案は修正部分を除き可決され一般会計の総額は、45億2千660万5千円となりました。

討論

【原案に対する賛成討論】

小谷議員 原案に賛成する。

施設・環境整備事業は大変重要と考えます。ここに来る人、住んでいる私どもから見ても早急に実施するべきと考えます。

【修正案に対する賛成討論】

織田議員 修正案に賛成する。

車をたくさん入れるために整備をする必要はなく、整備計画を示された上で議論すべきであり時期尚早と思われる。

上田議員 修正案に賛成する。

環境整備については喫緊の課題と考えているが、何をどのようにしていきたいのか全体像が見えない。改めて全体像を示していただき取り組むべきと考える。

安村議員 修正案に賛成する。

基本的に管理委託を受けた以上はそれなりの責任は果たしていただきたいと思っている。周辺の施設環境も含めて全体的な計画を組み立てなおして再提案すべきと考える。

▼国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

〔診療施設勘定〕

主には、医療業務委託料の

議案の修正について

議員には職務を遂行するための権限が与えられており、権限の一つに動議提出権があります。動議とは、主に会議の進行または手続きに関し、議員からなされる提議のことをいいます。村長などが提出した議案(原案)に対する修正の提議を行うための動議は、修正動議と呼ばれており、原案の内容を削除、減額、追加などにより変更することを議案の修正といえます。太田議員から提出された修正案は、村長から提出された令和元年度一般会計補正予算のうち、総務費で予算計上

された地域創造複合施設整備工事費574万円を減額しようとするものです。修正案の提案理由は「地域創造複合施設の今後の見通しと、それに伴う整備のあり方についての検討、さらには農村公園や勤労者会館を含めた中での全体計画が必要であり、本整備事業を急いで実施すると無駄が生じる可能性があり、その前に取り組むべき課題があると判断しました。危険性については緊急性は低く工夫で対応して行けるものと考え」というものです。

減額で857万7千円の減額補正を行い、総額3億2千82万5千円となるものです。

▼簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

主には、職員の異動に伴う人件費の増額で211万円の追加補正を行い、総額2億4千830万1千円となるものです。

▼公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

主には、職員の異動に伴う人件費の減額で209万3千円の減額補正を行い、総額2億7千62万9千円となるものです。

◎6月7日審議分

報告

▼平成30年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告

株式会社さらべつ産業振興公社事業の収支について約445万6千円の黒字と報告がされました。

請負契約の締結

▼曙団地公営住宅建替事業(30号棟)建築主体工事申請負契約締結

予定価格5千万円以上の契約に関し、議会の議決を必要とするものです。契約額は1億120万円で

9月定例会(予定)

9月10日開会

議会は公開しています。いつでも傍聴できます。

◆議会を傍聴しませんか◆

議会の会議は、本会議、各常任委員会とも公開しています。今、何が行政課題となっているか、議員の活動を通じて知っていただくために、ぜひ一度、傍聴においでください。受付票に住所、氏名、年齢を記載していただければ、自由に傍聴できます。会議の日程は変更する場合がありますので、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

問合せ先 議会事務局 ☎52-2117

### 第2回定例会 審議した議案と各議員の賛否

※ 高木修一議長は採決には加わりません。

種類	件名	遠藤久雄	上田幸彦	小谷文子	松橋昌和	太田綱基	安村敏博	織田忠司	審議結果
報告	平成30年度一般会計繰越明許費の件	-	-	-	-	-	-	-	報告済
	平成30年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件	-	-	-	-	-	-	-	報告済
議案	公平委員会委員の選任につき同意を求める件	○	○	○	○	○	○	○	同意議決
	公平委員会委員の選任につき同意を求める件	○	○	○	○	○	○	○	同意議決
	公平委員会委員の選任につき同意を求める件	○	○	○	○	○	○	○	同意議決
	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件	○	○	○	○	○	○	○	同意議決
	森林環境譲与税基金条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	北海道市町村職員退職手当組合格約の変更の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	北海道市町村総合事務組合格約の変更の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	動産の買入の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和元年度更別村一般会計補正予算（第2号）に対する修正案	○	○	×	○	○	○	○	可決
	令和元年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件	○	○	○	○	○	○	○	修正部分を除く原案可決
	令和元年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和元年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
曙団地公営住宅建替事業（30号棟）建築主体工事工事請負契約締結の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
意見書	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	介護従事者の処遇改善を求める意見書の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

## 意見書 国に対して意見書を提出しました

**辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書**

普天間基地の代替施設の設置について民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものです。

（提出者）遠藤 久雄  
（賛成者）小谷 文子、松橋 昌和

**日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書**

被爆国として核兵器全面禁止のために努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを求めるものです。

（提出者）小谷 文子  
（賛成者）遠藤 久雄、松橋 昌和

**介護従事者の処遇改善を求める意見書**

介護従事者の人材確保のため職員の処遇改善を行うと共に、採用時から一定の水準が確保できるよう介護報酬の引き上げを国費で賄うことを求めるものです。

（提出者）上田 幸彦  
（賛成者）遠藤 久雄、小谷 文子、松橋 昌和  
安村 敏博、織田 忠司

**新たな過疎対策法の制定に関する意見書**

過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持し、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることを求めるものです。

（提出者）松橋 昌和  
（賛成者）上田 幸彦、小谷 文子、太田 綱基  
安村 敏博、織田 忠司

# 一般質問

4人の議員が  
4項目について質問

一般質問とは、議員個人が村の事務の執行状況や将来に対する考え方などの報告や説明を村長などに求め、村が村民のための適切な村政運営を進めているかを議員がチェックするものです。質問は、議案とは関係なく村政全般について認められます。更別村議会では、効率的な議会運営を目的に、質問する議員があらかじめ議長に質問の趣旨などを知らせる「通告制」を採用し、議員はその内容に添って質問します。また、質問の方式は、一問一答方式で、1項目ごとに質問と答弁を行います。質問時間は質問と答弁を合わせて1人90分以内、質問回数は1項目3回までとしています。できるだけ多くの方に傍聴していただきたいので、一般質問はなるべくナイター議会で行うようにしています。

ページ	質問事項	質問議員
6	A L T から国際交流員を雇用した事による英語教育の発展	太田 綱 基
7	介護タクシー利用料金助成について	小 谷 文 子
8	村道管理体制と整備計画の在り方について	安 村 敏 博
9	村の人口減少を小規模農業者の育成、保護で防ごう	松 橋 昌 和

## A・L・Tから国際交流員を雇用した事による英語教育の発展

教育長——様々な活動に携われることを活かし、グローバル化に向けた活動を推進する



太田議員

ていますし、加速させなければなりません。その為に教育委員会としてどのような考えを持って今後取り進めていくのか考えをお伺い致します。

住民向けの交流や活動、就

学児への授業や、授業以外での関わり、園児が興味を持てるような取り組み、その他新たな挑戦など、どのような展望をお持ちでしょうか。また英語に対応した、書類、ホームページ等も手がけていけるものと思えますが具体的な計画等があればお答えください。

グローバル化における学校教育や社会教育の発展、更別村のグローバル化へ向けて年間計画や三カ年計画などをたて基盤をしっかりと整備する必要があると思えますがいかがでしょうか。

また、近年では他町村でも外国人指導者に関して力をいれており、近い未来には人材不足が起こり外国人指導者の取り合いが予想されます。

そういった事も鑑みれば、交流員の雇用方法や生活環境なども対策を練らないと育つた頃に違う地でステッパアップしてってしまうのではな

いかと懸念しております。

更別村で人材を育てるという観点からも、グローバル化が進むという観点からも今後の雇用方法、雇人数については喫緊の課題であると感じています。どのような考えをお持ちでしょうか。

私は、いまの交流員がバイリンガルであることは最大の強みだと思っています。彼を軸にしていける環境作りを確立し、精神面においても外国人の気持ち、生活、病気になる時など外国人が更別村に住む不安を払拭し、住民として慣れ親しむ為、安心できるようなサポート体制の確立は必須であると考えます。

教育長の考えをお伺い致します。

教育長 国際交流員の配置

につきましては、議会でもその必要性が議論され、関係機関と連携を密にしながら、人材確保に努めてまいりました。

ご指摘の通り、前年度までA・L・Tを配置して、英語教育の強化を図ってまいりました。が、教育でビザを取得したA・L・Tについては学校教員やそれに準ずる学校での語学教育に携わることしかできません。

しかし、国際交流員については、就労制限が無く、様々な活動に携わることが可能であります。この度、採用となりました国際交流員につきましても、過去の実績になら

った活動と、本村のグローバル教育の推進に向けた新たな取組みに努めていただきたいと考えております。学校教育においては、外国語教育の充実

はこれからの社会を生きる子どもたちにとって重要であることから、小学校における外国語活動や外国語の充実はもとより、給食時間等を利用した、交流員とのコミュニケーション英語の会話体験等について、推進してまいりたいと思

います。又、社会教育に

おいても、多くの村民と関わりをもてる事業に取り組みたいと思えますし、翻訳などの業務も可能となることから、本村を英語で紹介する業務なども検討したいと思えます。

グローバル化に向けた取り組みでは第8次社会教育中期計画において、特記された国際交流事業はないことから、グローバル化に向けた活動を確定させたいと思えます。

今回、採用いたしました交流員は、大学を卒業して、来日した22歳の若者であります。交流員としての業務は初めての仕事であります。本村のグローバル化に向けた発展とともに、本人の職業人としての育成も図ってまいりたいと思

います。又、雇用形態につきましても、他の市町村や別な職業に移ることがないよう、最適な採用方法について検討してまいります。雇人数につきましては、当面は現状の体制が維持できるように努めてまいります。

本村に滞在する外国人の方々のパイプ役としても国際交流員の活躍を期待するものであります。

太田議員

グローバル化が進む中、更に充実した英語教育環境を整える為、昨年度までのA・L・T派遣から今年度は、地域おこし協力隊の国際交流員として更別に住み、地域に根

差していける人材を採用しました。今までA・L・Tの業務は、授業を中心に英語の補助員として活動してもらい、社会

教育活動としては週一回の英会話活動をしてもらっていましたが、国際交流員となれば活動の仕方は多様で学校教育、社会教育、どちらを取っても一人ひとりの顔が見えた中で

特徴を持ち、活動をしていけると思えます。グローバル化に向けた動きは加速されていくように感じ

# 介護タクシー利用料金助成について

## 長——調査等を実施し、村内で望ましい交通システムを検討し総合的に判断する



小谷議員

いは頼らざるを得ない状況の方も実際おられるのです。

ここで介護タクシーを利用するにあたっての重要条件をお示しいたします。

- ・身体障害者手帳若しくは療育手帳をお持ちの方。
- ・介護保険の要支援1以上の認定を受けている方。
- ・単独で移動が困難な方。とあります。

**小谷議員** 現在、更別村人口の約30%がいわゆる65歳以上の方々。高齢者と呼ばせて頂きますが、これまでの人生を沢山の知恵と生き方で、歩んでこられた皆様には敬意を表し、更なる更別村での「住んで安心・幸せな生活」が続けられます様思いを込めまして、本日質問をさせて頂きます。

先ず、更別村での移動手段は自家用車が主ですが、年齢や病気等と共にそれも叶わず、ご家族やご友人・近隣の方々から「足」となる場合もあるでしょう。今申し上げた手段も、お互いの親子関係や信頼関係から成立する訳ですが、しかしながらそれも無理な場合には、介護タクシーを利用、或

境のまま、更別村を離れずに住み続ける事が可能になる。

3. 大樹町・中札内村等近隣町村では、既に介護タクシー・タクシーの利用料金助成事業が有る。更別村に於いては平成16年度より「在宅障害者通所・通院交通費助成事業」が有りますが、これの対象者が12名とお聞きしております。これはあまりにも限定されているのと、初年度から年数も経過している。

以上3つの必要性から、いま現在利用出来る方の支援策と致しまして、手始めにこの「介護タクシー利用料金助成」を行うのは、如何でしょうか。是非とも現在のニーズを重視した観点から、村長のお考えを切にお伺いしたいと存じます。

**村長** 在宅障害者・通所通院交通費助成事業ですが、障がい者が社会復帰訓練のために施設との間を往復、又は

腎臓の機能障がいの方が人工透析のために往復する場合に助成するもので、5月27日現在、施設通所者が6名、人工透析が6名の登録となっております。

現在の村の移動困難者への対応としては、村民バス、村内の通院に限り社会福祉協議会への委託として行う移送サービス事業、一般介護予防事業に通所する場合の無償送迎、福祉有償運送事業、社会福祉協議会による車いす、ストレッチャー対応車両の貸し出しがあります。

ご質問の介護タクシーは、介護保険を使用して利用できない形態と介護保険を使用せず現金などで精算する形態がありますが、本村で事業を立ち上げられた方は介護保険適用外となります。陸運支局が許可するに当たり、料金は一般タクシーと大きな差をつけることが出来ず、料金の設定方法は一定の制約を受けることとなります。

介護タクシーの利用者は身体障害者手帳若しくは療育手帳所持者、介護保険で要支援1以上の認定を受けている方、

骨折等で移動が困難な方が対象であり、5月27日現在、村内で身体障害者手帳所持者が146名、療育手帳の所持者が30名、介護認定を受けている方は176名で合計352名が対象であります。そのうち複数制度の手帳所持者の47名、施設入所者の67名を除きますと純粋に238名が対象となり、そのうち129名が75歳以上で、移動に困難を感じているものと想定しております。

私の公約である村づくり三原則の中の「住みたい村、住み続けたい村」の実現のためには高齢者、障がい者等の移動手段は必要なものと考えており、今年度から、企画政策課及び関係団体等により、農林水産省の「農山漁村振興交付金（スマート定住条件強化型）」を活用して調査並びに実証運行等を実施し、村内で望ましい交通システムを検討するほか、利用者の乗合や自宅送迎を可能とするデマンド交通移動システムの導入も検討しており、それらの結果を踏まえ、今後、総合的に判断してまいりたいと存じます。

# 村道管理体制と整備計画の在り方について

長——社会情勢等により柔軟な対応が求められるが、財政状況等可能な範囲で計画していく



安村議員

## 安村議員 更別村公共施設等

総合管理計画（平成29年2月策定）並びに第6期更別村総合計画（平成30年3月策定）の中で、道路インフラ整備については、今後新たな整備は行わないと記述しているが、近年、高規格道路の延伸や村大型遊具の設置、熱中機構事業関連などで道路交通アクセスに変化が生じています。大型馬鈴薯貯蔵集出荷施設の建設も加わり交通事情が更に変化中、既存での生活道路や農畜産物輸送経路計画という訳にはならないと考えます。平成29年2月集計における村道では、実延長約46.6kmに対し、舗装済延長が約21.2kmであり、舗装率は45.5

%に留まっています。特に、更別行政区の道路アクセスは南1線道路と北1線道路の舗装に留まり、今後の交通事情を勘案すると、一定の再整備が必要と考えます。農村行政区全体での居住実情、経営規模拡大による農産物輸送体制・酪農生乳集荷体制整備の在り方も考慮し再考する必要があると思います。そのような観点から、行政における村道整備の在り方と共に、諸事情の実態に基づいた改善の必要性に鑑み、見解を求めます。

路情勢を勘案し、計画の再考察が図れないのか見解を求めたい。

## 村長

これまで村道の道路整備について、1級、2級幹線路線の整備に当たっては、基本として600間（1,100m）～900間（1,600m）間隔とし、1路線が主要幹線道路又近隣市町村の道路にアクセスすることによって、産業・生活の幹線道路としてネットワーク化が図れる路線を優先して、国庫補助金等を活用して実施してきた処であります。

①近年、村の道路アクセスが変貌する中、道路管理・整備計画の変更が示されないが、現状認識について見解を求めたい。

現在、ほぼ1、2級の重要路線については、整備されつつあり、第6期総合計画の中では、その他の路線を主な整備計画としておりますが、ほとんど国の補助事業採択を受けることが困難でありますので、近年、国の緊急交付金事業や過疎対策事業として、採択される理由の付く路線で例

②農村地域での村道は、生活基盤整備面や農畜産物輸送体制の安全性からも、一定の整備実施は必要不可欠ではないか。

一方、平成29年に更別村公共施設等総合管理計画を策定、平成29年度から40年間、「土木系公共施設インフラ」として道路の更新費用を推計しております。その中で、今後新たに整備を行わないとした場合、道路・橋りょうを合わせ

③村道整備での財政負担も理解できるが、村道全体の道

た更新費用は、40年間で約207億円、年平均で約5億円と推計しております。

として「整備路線に3戸以上の受益者がおられ産業道路として将来とも必要な道路」や「児童生徒の交通安全対策上からも学校にアクセスする道路」、「高規格道路IC開通により、交通量の増加、安全対策が必要な道路」等を優先的に選定し、順次、整備を図っているものであります。

この管理計画は、「更別村総合計画」を上位計画と位置づけ、公共施設等の現状および将来の見通しを把握し、どのように対処していくべきかの基本方針で、具体的な取組等は、個別に定めることとなっておりますので、今後新たな道路インフラ整備は行わないということではなく、これからの社会情勢等により柔軟に対応していかねければならないと考えております。

村では、平成30年に第6期更別村総合計画を策定、計画では、道路改良舗装事業として、新規改良3路線、局部改良3路線で事業費10億5千万円、舗装強化事業として、オーバーレイ8路線で3億円、その他として、市街地道路改良舗装・歩道改修事業、橋りょう整備事業などを計画、道路関連事業費は10年間で約20億円、年平均で約2億円となっております。

しかしながら、総合計画搭載事業で年2億円、将来的には更新費用で年5億円程度が見込まれており、その他にも上下水道インフラで年5億円以上と推計されております。新たな事業は、その整備費用と、将来の更新費用の負担を

一方、平成29年に更別村公共施設等総合管理計画を策定、平成29年度から40年間、「土木系公共施設インフラ」として道路の更新費用を推計しております。その中で、今後新たに整備を行わないとした場合、道路・橋りょうを合わせ

全て一般財源で行うこととなりますので、更別村の将来の財政負担への影響は非常に大きいものがありますので、今後、村の財政状況を見ながら、可能な範囲で計画していきたいと思っております。

解できるが、村道全体の道

た更新費用は、40年間で約2

た更新費用は、40年間で約2

た更新費用は、40年間で約2

# 村の人口減少を、小規模農業者の育成、保護で防ごう

## 長——各種対策により本村農業の持続的な発展を目指すよう取り組んでいく



松橋議員

**松橋議員** TPP（環太平洋連携協定）から、離脱した米

国が、TPPを超える要求を、日本に突きつけてくる現状、畑作4品を中心に、更別農業は、50ha規模の営農を行い、日本有数の農業の村であることには、間違いありません。

- ① 後継者、新規就農者不足、花嫁対策
- ② 労働者不足（パート、季節従業員）
- ③ 小作地の増加（地主の高齢

化による、相続の問題等の発生）

全て過去から続く、諸課題であり、引き続き農業、農村の重要な、負のテーマであります。更別では、IT、スマート農業の、先進地指定を受け、トラクターの無人化運転の実証も始まろうとしています。華やかな部分に話題が集中し、農業の基本である、土作り、人作りが、疎かにされています。

農業、農村を守り、将来も営々と地域を存続させるためには、大規模法人と共に、小規模農家（有機農業、特産物生産、高付加価値化）の混在した農村社会の形成が、必要であると考えます。

**村長** 後継者対策につき

ましては、今年度から農業研修生を受入れる新規就農者支援事業を実施しているところであり、4月以降2名の農業体験研修生を受け入れ、うち

1名は、新規就農を目指し6月1日から実践研修へ移行しているところですが、もう1名も新規就農に前向きな考えをもっており、実践研修への移行を検討しているところでもあります。実践研修中に就農計画が策定された場合は、就農研修を経て新規就農へ繋げて行きたいと考えております。

また、後継者の配偶者対策については、農業担い手育成センターに専門相談員を配置し、担い手相談室の開設やカウンセリングパーティーなどを継続して実施してまいります。

農繁期の労働力不足対策については、各農家において、派遣会社やJAの無料職業紹介サイトなどで確保に努められているところですが、短い期間に求人が集中するため、安定した確保が困難な状況にあります。こうした中で、北海道開発局帯広開発建設部が主体となって設置している「十勝南モデル地域圏域検討会」

に本村も参加しており、この中で、広域での農業就業者の確保対策が必要であるとの共通認識の下、就業を希望する人と生産者とのマッチングを行なう仕組みづくりが検討されており、これも踏まえて、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

農地の借入れ状況につきましては、経営面積の18・7%を占めておりますが、一戸一人の使用貸借を除きますと、実質15・6%となっております。

現在国では、中間管理機構が行う農地中間管理事業を農地の利用調整施策の柱として推進していますが、これは貸借を対象とする制度であり、売買については、同事業の特例事業としての位置付けにとどまっております。

自作地を求める生産者が多い中、賃貸借の期間が長期化しているケースも多く存在しており、農業委員会とも連携しながら所有権移転の促進に向けた制度の見直し等の要望を継続して行なっております。農業を取り巻く環境は、経済のグローバル化や少子高齢

化による人口減少から生ずる新たな課題の発生など、大きく変化しております。こうした中で、本村農業を持続的に発展させていくためには、農業生産の要である土づくりをはじめとする農業基盤整備の推進はもとより、新たな対策も講じていかなければならないと考えており、議員も重要視されております。「人づくり」を目的とする「十勝さらべつ熱中小学校」に取り組んでいるところですが、

この取り組みを進める中で、村内外から集まった人材により、農業をはじめ他産業を含めた先進技術の導入が検討され、近未来技術等社会実装事業をはじめとする「スマート農業」関連事業に着手していただく場所があります。

全国的な人口減少というかつて無い状況下において、この取組みが、既存農業者の労働力不足の軽減や新規就農につながることで、農村に人を呼び込み「働ける村、活力ある村」の実現に近づくものと確信しているところであり、積極的に事業を推進してまいりたいと考えております。

# インターネット議会中継を行っています。

更別村議会では、開かれた議会を目指し、より多くの村民の皆様には議会の様子を見ていただく為に、インターネット議会中継を行っています。

インターネット議会中継は、リアルタイムでの中継はもちろん、お好きな時間に好きな場所から中継録画を視聴いただくことが可能です。

URL <https://www.sarabetsu.jp/gikai/tyukei/>

更別村議会 議会中継 で **検索**

※インターネット回線の状況や視聴環境等により、映像や音声途切れたり停止するなど、正常に視聴できないことがあります。また議会中継は、予告なく終了することがありますので、ご了承ください。

議会中継ページ上の注意事項をお読みになり、同意の上ご利用いただきますようお願いいたします。

スマートフォンやタブレットからも視聴可能です。  
ぜひ一度チェックしてみてください。



## 議会日誌

26日	26日	25日	24日	16日	11日	9日	8日	3日	6月	27日
全員協議会	議長出席 更別村高齢者運動会に	議長出席 更別村高年齢者運動会に	議長出席 議友会総会に議長出席 26日 北海道町村議会 議長会議員研修会に全	部創立63周年記念行事 に議長出席	自衛隊帯広地方協力本 部創立63周年記念行事 に議長出席	議長出席 更別小学校大運動会に	合同運動会に議長出席 更別小学校大運動会に	第2回議会定例会 上更別小学校・幼稚園	6月	十勝圏活性化推進期成 会定期総会に議長出席
29日	25日	25日	17日	14日	13日	12日	11日	10日	7月	7日
真狩村議会議員行政視 察研修に議長出席	全員協議会	議長出席 議会運営委員会(広報)	運動遊び会に議長出席 50周年記念式典に議長 出席	どんぐり保育園生活と 祭に議長出席	更別農業高等学校更農 祭に議長出席	議長出席 更別村戦没者追悼式に	更別和牛改良組合30周 年記念式典に議長出席 更別村戦没者追悼式に	会議行政視察に議長出 席	7月	更別幼稚園運動会に議 長出席

### 北海道町村議会議長会表彰

このほど、本多芳宏副議長が、村議会議員在職25年以上により、北海道町村議会議長会表彰を受けられました。

村の振興発展に寄与された本多氏に全員協議会前に表彰状の伝達が行われ、参列議員から大きな拍手が送られました。

### 編集後記

▼新元号「令和」が五月一日より始まり、国民にとり令和が安穏な時代である事を強く期待するものです。

▼春の統一選挙において西山村長が無投票再選されましたが、議員においては三期ぶりの選挙となり、一期生2名が加わり、第19期村議会が新たなスタートを切りました。議員個々の公約を果たすべく活動いたしますので宜しく願います。

▼主要作物の生育状況も順調に推移しておりますが、少雨高温・日照不足の影響もあり多少心配されますが、豊稔の秋を期待しているところでもあります。

▼六月定例会において村政執行方針、教育執行方針が示され事業年度が本格的実施されます。しつかり事業精査して参ります。

▼新議会体制では高木議長のもと、第6期更別村総合計画の取組み検証や近々の諸課題の解決に向け議論を図って参りますが、村民の声が反映されるようご指導願います。

(安村委員 記)